

(案)

中教審第 号
令和3年 月 日

文部科学大臣 末松 信介 殿

中央教育審議会会長
渡邊 光一郎

大学院設置基準等の一部改正について（答申）

令和3年12月15日付け3文科高第1005号で諮問のありました標記の件については、これを適当と認めます。